



平成 19 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ポスフル
代 表 者 名 代表取締役社長 植村 忠規
(コード番号 7512 東証一部・札証)
問 合 せ 先 執行役員
経営企画室長 濱田 和成
電 話 番 号 0 1 1 - 8 6 5 - 4 1 0 4

定款の一部変更および商号の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、平成 19 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 19 年 8 月 21 日を期して、イオン株式会社の北海道総合小売事業を会社分割により承継すべく、平成 19 年 4 月 2 日における取締役会の決議を経て、イオン株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。つきましては第 29 回定時株主総会第 3 号議案（吸収分割契約承認の件）の承認を条件として商号を株式会社ポスフルからイオン北海道株式会社へ変更したいと存じます。

なお、商号変更に関しましては、平成 19 年 8 月 21 日から実施することといたしたいと存じます。

(2) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 6 条（発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行）に定める当社の発行可能株式総数を 80,000,000 株から 132,000,000 株に増加させるものであり、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(3) 当社は第 29 回定時株主総会第 3 号議案（吸収分割契約承認の件）の承認を条件として、イオン株式会社の北海道総合小売事業を承継する対価として、「株式会社ポスフル A 種種類株式」を発行することといたしたいと存じます。

つきましては、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(4) 取締役の年度業績評価および経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応して、機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 5 月 30 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 8 月 21 日（予定）

（定款第 1 条、第 6 条および第 10 条の 2 につきましては同日の定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件とします。）

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款(案)
<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、<u>株式会社ポスフルと称し、英文では、Posful Corporationと表示する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>80,000,000株とする。</u></p> <p>(2) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(3) 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第7条(株券の発行)</p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条(株式取扱規則)</u></p> <p><u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第9条(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p><u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p>	<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、<u>イオン北海道株式会社と称し、英文では、Aeon Hokkaido Corporationと表示する。</u></p> <p><u>附則 第1条(商号)の変更は、平成19年8月21日から実施する。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>132,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は107,500,000株、第2章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数は24,500,000株とする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>第7条(株券の発行)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(第10条に移設)</p> <p>(第8条に移設)</p>

現行定款	変更定款(案)
<p data-bbox="204 331 480 360"><u>第10条(株主名簿管理人)</u></p> <p data-bbox="252 376 579 405"><u>当社は、株主名簿管理人を置く</u></p> <p data-bbox="236 472 400 501">(第9条を移設)</p> <p data-bbox="236 703 400 732">(第10条を移設)</p> <p data-bbox="236 844 400 873">(第8条を移設)</p> <p data-bbox="236 1164 336 1193">(新設)</p>	<p data-bbox="842 331 1007 360">(第9条に移設)</p> <p data-bbox="810 472 1155 501"><u>第8条(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p data-bbox="831 517 1382 636"><u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p data-bbox="810 703 1070 732"><u>第9条(株主名簿管理人)</u></p> <p data-bbox="850 748 1177 777"><u>当社は、株主名簿管理人を置く</u></p> <p data-bbox="810 844 1054 873"><u>第10条(株式取扱規則)</u></p> <p data-bbox="831 889 1382 1097"><u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="959 1164 1225 1193" style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種種類株式</u></p> <p data-bbox="810 1209 927 1238"><u>第10条の2</u></p> <p data-bbox="831 1254 1246 1283"><u>当社のA種種類株式発行の内容について</u></p> <p data-bbox="831 1299 1007 1328"><u>1. 剰余金の配当</u></p> <p data-bbox="850 1344 975 1373"><u>(1) 期末配当</u></p> <p data-bbox="890 1388 1027 1417"><u>期末配当金額</u></p> <p data-bbox="874 1433 1382 1933"><u>定款第30条第1項に定める期末配当を行う場合には、本種類株式を有する株主(以下「本種類株主」という。)または本種類株式の登録質権者(以下「本種類登録質権者」という。)に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの期末配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率(第3項において定める。以下同じ。)を乗じて得られる金額(円位未満を切り捨てるものとし、以下「A種期末配当金」という。)を、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)と同順位で支払う。</u></p>

現行定款	変更定款(案)
	<p><u>非累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度において本種類株主または本種類登録質権者に対して支払う期末配当の金額がA種期末配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>非参加条項</u></p> <p><u>本種類株主または本種類登録質権者に対しては、A種期末配当金を超えて期末配当を行わない。</u></p> <p><u>(2)中間配当</u></p> <p><u>定款第30条第2項に定める中間配当を行う場合には、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額(円位未満を切り捨てるものとする。)を、普通株主、または普通登録質権者と同順位で支払う。</u></p> <p><u>2. 残余財産の分配</u></p> <p><u>残余財産の分配をする場合には、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産に対し、その時点におけるA種種類株式転換比率を乗じて得られる金額(円未満を切り捨てるものとする。)を、普通株主または普通登録質権者と同順位で配分する。本種類株主または本種類登録質権者に対しては、かかる分配額を超えて残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>3. 本種類の株式について、株主が当会社に対しその取得を請求することができることとする。</u></p> <p><u>(1)普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>本種類株主は、当会社に対し、本種類株式の発行日から20年が経過する日までの間(以下「転換請求期間」という。)本種類株主が有する本種類株式を取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき3株の割合(以下「A種種類株式転換比率」という。ただし、下記 に従い変更された場合には、</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 (案)
<p>第 20 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p><u>当該変更後の比率を「A 種種類株式転換比率」とする。)で普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p><u>A 種種類株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当社の普通株式の発行済株式の総数が増える事由が生じる場合、本種類株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する比率に変更される。</u></p> <p><u>なお、かかる変更後の A 種種類株式転換比率による本種類株式の取得と引換えにより交付すべき普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項の規定に従いこれを取り扱う。</u></p> <p><u>(2)普通株式を対価とする取得条項</u></p> <p><u>取締役会の決定により、転換請求期間中に第 3 項に定める普通株式を対価とする取得請求権の行使のなかった本種類株式について、本種類株式の発行日から 20 年を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該本種類株式の全てを取得し、これと引換えに、本種類株式 1 株につき、その時点における A 種種類株式転換比率で普通株式を交付することができる。</u></p> <p><u>4 . 議決権</u></p> <p><u>本種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>5 . 上記各項のほか、これに関する各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。</u></p> <p>第 20 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) (削 除)</u></p>

以 上